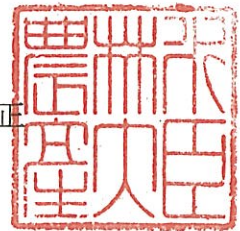


24 消 安 第 5807 号
環水大土発大 1303141 号
平成 25 年 3 月 14 日

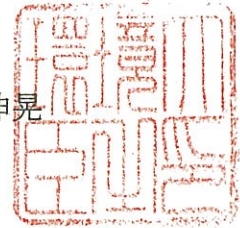
食品安全委員会

委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 林 芳正



環境大臣 石原 伸晃



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会
の意見を求めます。

記

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の規定により、「電解次亜塩素酸
水」、「エチレン」及び「焼酎」を特定農薬として指定すること

特定農薬の指定を検討する資材に係る食品健康影響評価について

「電解次亜塩素酸水」、「エチレン」及び「焼酎」を特定農薬として指定すること

1 現行制度の概要

- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項は、農薬※は原則として農林水産大臣の登録を受けなければ製造等してはならない旨規定している。一方で、同項ただし書においては、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）は、その製造等に当たって登録が不要としている。

※ 農薬とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。（農薬取締法第 1 条の 2 第 1 項）

- 関係大臣が特定農薬を指定する場合は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、食品安全委員会の意見を聴くこと（同法第 24 条第 1 項第 2 号）とされている。

なお、食品安全基本法制定以前に、①食酢、②重曹及び③使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵が、特定農薬として指定（平成 15 年 3 月 14 日農林水産省・環境省告示第 1 号）されている。

2 評価依頼する資材の概要

（1）電解次亜塩素酸水

①検討対象の情報

塩化カリウム又は塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH 6.5 以下、有効塩素濃度 10～60 mg/kg のもの

②用途

きゅうり、いちご等の病害防除を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省が電解次亜塩素酸水を殺菌剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業者及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（平成 22 年 10 月 5 日以降は農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会。以下「合同会合」という。）において、薬効並びに作業者及び環境の安全性に関する審議を行い、平成 24 年 2 月 24 日の第 13 回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

(2) エチレン

①検討対象の情報

エチレン濃度 98.0%以上の液化ガスをボンベに充填した製品

②用途

ばれいしょの萌芽抑制のほか、バナナやキウイフルーツ等の果実の追熟促進を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省がエチレンを成長促進剤及び発芽抑制剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業者及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 合同会合において、薬効並びに作業者及び環境の安全性に関する審議を行い、平成23年4月26日の第12回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

エチレンは農作物の生理機能に作用する植物ホルモンの一種であり、植物自ら生成し内在し、りんご果実の着色・軟化等に関与している。なお、評価を依頼するエチレンは植物体内で生成されたエチレンではなく、2(2)①に記載した製品である。

(3) 焼酎

①検討対象の情報

酒税法第3条第9号に規定する「連続式蒸留しようちゅう」及び同条第10号に規定する「単式蒸留しようちゅう」の製品

②用途

きゅうり、なし及びもも等の病虫害防除を目的とする

③検討状況

1) 農林水産省及び環境省が焼酎を殺菌剤及び殺虫剤として使用する際の薬効及び安全性（食品、作業者及び環境）の評価に必要な資料を整理。

2) 合同会合において、薬効並びに作業者及び環境の安全性に関する審議を行い、平成22年10月5日の第11回合同会合にて、食品安全性評価に必要な資料を両省で再整理した上で、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとされた。

3) 食品安全性評価に必要な資料を整理したため、食品安全委員会に当該資材の食品健康影響評価について意見を聴取することとした。

3 今後の方針

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、特定農薬として指定することが妥当であるとされた資材について、中央環境審議会の意見を聴取し、パブリックコメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取の上、当該資材を特定農薬として指定する。